

## 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱

	平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 5077 号
一部改正	平成 23 年 10 月 6 日付け 23 農畜機第 2923 号
一部改正	平成 24 年 4 月 1 日付け 23 農畜機第 5295 号
一部改正	平成 24 年 8 月 8 日付け 24 農畜機第 2004 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日付け 24 農畜機第 5319 号
一部改正	平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5491 号
一部改正	平成 26 年 12 月 26 日付け 26 農畜機第 4025 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農畜機第 5819 号
一部改正	平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5479 号
一部改正	平成 29 年 3 月 23 日付け 28 農畜機第 6321 号
一部改正	平成 30 年 3 月 26 日付け 29 農畜機第 6752 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農畜機第 7524 号
一部改正	令和 2 年 3 月 26 日付け 元農畜機第 7725 号

中小食肉卸売事業者は、食肉流通の中間に位置し、産地と結びついた恒常的な国産食肉の仕入れを通じて、産地の畜産経営を下支えするとともに、多様な実需者ニーズに応じた安定的な食肉供給により、国民の食生活の向上に大きな役割を果たしているが、家畜の出荷頭数の減少に伴う仕入価格の上昇に加え、消費者の低価格志向の高まりにより経営環境は厳しさを増している。

このような中、中小食肉卸売事業者は経営の改善・継続、食肉卸売事業協同組合が行う共同事業による流通コストの低減や産地との連携による高付加価値商品の開発等の取組が不可欠であるが、昨今の厳しい経営環境では、これらに対処する資金を調達することが困難な状況にある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉卸売事業者（食肉卸売業を営み、かつ食品衛生法に基づく食肉製品製造業、食肉処理業、食肉販売業のいずれかの営業許可証を有する者）のうち、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小食肉卸売事業者」という。）が経営改善等に必要な運転資金等及び中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合等が行う国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発のための資金等を金融機関から借り入れる際に債務保証を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、中小食肉卸売事業者等に対する民間融資の円滑化を図り、もって国産食肉の安定供給と畜産振興に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48

号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- 1 全国食肉業務用卸協同組合連合会
- 2 食肉卸売業を主たる事業とする事業者を直接又は間接の組合員とし、かつ、複数の都道府県をその地区とする協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる協同組合連合会をいう。）であって、別に独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が定める条件を満たす者

## 第2 事業の内容

事業実施主体は、中小食肉卸売事業者、中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「中小食肉卸売事業者等」という。）に対する民間融資の円滑化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

### 1 長期資金融資円滑化事業

中小食肉卸売事業者等に対し、経営の改善・継続に必要な食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の仕入れ等に資する運転資金や設備資金の貸付けを円滑に行うため、当該資金の貸付けを行った金融機関に対する債務の保証及び保証債務の代位弁済を行う（以下「債務保証体制の整備」という。）。

### 2 中期資金融資円滑化事業

中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）に対し、国産食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の低需要部位を原料とした商品開発資金、流通合理化に必要な機器の共同購入資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。

### 3 短期資金融資円滑化事業

事業協同組合等に対し、国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。

### 4 推進指導等

第3の4の（4）のアの審査委員会の開催、1から3までの取組を円滑に行うための推進指導等。

## 第3 事業の実施

### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱等を定めた実施要領を作成して理事

長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 2 行動規範等の作成

- (1) 事業実施主体及び4の(1)の被保証人は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（被保証人が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。被保証人は、作成した行動規範等を事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の被保証人の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

## 3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

## 4 事業の要件等

### (1) 被保証人の資格

ア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 牛肉、豚肉及び鶏肉の取扱いを主とする中小食肉卸売事業者であって、(2)のキに規定する指定融資機関に対する借入申込前3年以上継続して食肉卸売を業として営んでいる者

イ 事業協同組合等

### (2) 保証する債務の範囲

保証の対象となる資金（以下「対象資金」という。）は、被保証人がキに規定する指定融資機関から借り入れた次に掲げる資金（事業実施主体が自ら借り入れた資金を除く。）とする。また、保証する債務の範囲は、被保証人の指定融資機関に対する債務（その保証に係る借入の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高）に100分の80以内を乗じて得た額に限るものとする。

ア 対象資金

(ア) 長期資金金融資円滑化事業

a 運転資金

(a) 食肉の買入れ及び保管に必要な経費又は食肉の共同買入れ及び保管に必要な経費

(b) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の賃貸料、器具及び消耗品等の購入費、光熱水道等の経費

(c) 雇用労賃、雇用保険料

(d) その他食肉卸売業の経営の改善又は継続に必要な経費

b 設備資金

(a) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の購入費

(b) その他食肉卸売業に要する施設・設備の整備に必要な経費

(イ) 中期資金金融資円滑化事業

a 国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発に必要な経費

b 国産食肉の流通合理化に必要な機器の共同購入費

(ウ) 短期資金融資円滑化事業

国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な経費

(エ) 借換えに係る条件

a 借換えの対象となる既借入金は、本事業で保証された資金であつて、その主な使途が、(ア)の(a)であることを指定融資機関が確認していること。

b 借入れの対象となる資金は、その使途が、aを満たす既借入金の返済及び(ア)の(a)であること。

c 被保証人は、(ア)の(a)の対象資金の借入れのための食肉の販路開拓又は拡大を図る計画を有するとともに、直近4か月間の食肉の仕入額が既借入金の残額と同額以上であること。

イ 貸付期間

貸付期間は、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間とする。

ウ 債務保証期間

債務保証期間は、別表1のとおりとする。

エ 連帯保証人

被保証人が法人の場合は、原則として当該法人の代表者1名を連帯保証人として設定するものとする。

オ 遅延損害金

遅延損害金の算定に用いる利率は、被保証債務の貸付利率と同率とし、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。ただし、分割弁済における分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、各分割弁済期日の翌日から起算して120日を超えない期間をその対象とするとともに、当該最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。

カ 免責事項

約定書又は債務保証書に違反した事案及び最終弁済期日の翌日から起算して1年以上経過した事案については、保証対象としないものとする。

キ 指定融資機関

対象資金の融資機関は、次に掲げる金融機関のうち、事業実施主体が指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とし、事業実施主体は、指定融資機関を定めた場合は、融資機関名を理事長に報告するものとする。

(ア) 農業協同組合

(イ) 農業協同組合連合会

(ウ) 農林中央金庫

(エ) 商工組合中央金庫

(オ) 銀行

(カ) 信用金庫

- (キ) 信用協同組合
- ク 経営計画の作成等
- (ア) 対象資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を記載した別紙様式第1号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業借入申込書兼経営計画書（以下「経営計画」という。）を作成し、指定融資機関に提出するものとする。
- ただし、借入希望額が1千万円以下の場合であって、当該借入希望額と本事業による債務保証の対象となった当該借入希望者の既借入額との合計額が3千万円を超えないときは、当該借入に係る指定融資機関が当該借入希望者に対して提出を求める書類であって、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を把握できるものがある場合には、当該書類の写しの提出をもって経営計画の提出に代えることができる。
- これらを変更するときも同様とする。
- (イ) 指定融資機関は、(ア)により経営計画又はこれに代わる書類（以下「経営計画等」という。）が提出されたときは、借入希望者が(1)に規定する被保証人であること及び借入金の使途が(2)のアに規定する対象資金であることを確認するとともに、経営計画等の内容を審査の上、妥当である場合には、承認するものとする。経営計画等を変更する場合も同様とする。指定融資機関は、経営計画等を承認した場合には、事業実施主体に対して、債務保証に係る意見書を作成し、借入者、貸付額、貸付利率、貸付利息、償還予定日及び債務保証の予定額等を、借入希望者から提出された債務保証委託申込書及び経営計画等とともに速やかに報告する。事業実施主体は、報告を取りまとめの上、理事長に報告するものとする。
- (ウ) 指定融資機関は、(4)のウの通知を受けた後、当該借入希望者に対して、対象資金の貸付けを行うものとする。
- ケ 経営計画の承認の取消
- (ア) 指定融資機関は、次に掲げる場合には、クの(イ)の承認を取り消すものとする。
- 経営計画等の承認の取消しの申請があった場合
  - 変更した経営計画等に記載されている経営収支計画の達成が困難となったと認められる場合
  - 変更した経営計画等に不実記載が認められる場合
- (イ) 指定融資機関は、承認の取消しを行った場合には、速やかにその旨を被保証人及び事業実施主体に通知するものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、(ア)によりクの(イ)の承認が取り消された場合及び被保証人が経営を中止した場合には、これ以降、指定融資機関

に対し、当該被保証人への貸付けに係る保証を行わないものとする。

(3) 保証する債務の限度額等

ア 一被保証人に対する保証債務の限度額

一被保証人当たりの保証債務の限度額は、別表1のとおりとする

((1) の被保証人の指定融資機関に対する債務に限る)。

イ 保証債務の総限度額

事業実施主体は、あらかじめ理事長が通知する保証債務残高の金額を上限として債務の保証を行うことができる。理事長が各事業実施主体に対して通知する上限額の合計は別表1のとおりとする。

(4) 債務保証の実施等

ア 事業実施主体は、金融や食肉卸売経営の専門家、学識経験者等で構成する保証引受審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとし、その設置に当たっては、審査委員会の目的、構成、運営等を定めた設置要領を作成するものとする。

また、審査委員会は、事業実施主体の役員が代表を務める法人等への債務保証の実施に当たっては、特に慎重に審査を行うものとする。

イ 審査委員会は、(2)のクの(イ)で報告された経営計画等に記載された借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び債務保証の予定額等に基づき、借入希望者の財務状況、成長性・安定性等の審査を踏まえて債務保証の実施の可否を判断するものとする。

ウ 事業実施主体は、審査委員会の審査結果を取りまとめの上、借入希望者及び借入希望者が経営計画等を提出した指定融資機関に対し、その旨を通知するものとする。なお、債務保証を実施する場合においては、借入希望者に対して債務保証承諾書を、指定融資機関に対して債務保証書をそれぞれ交付するものとする。

エ 事業実施主体は、債務保証を行った対象資金を被保証人が(2)のアに規定する使途に支出したことを証拠書類により確認した旨、指定融資機関から報告を求めるものとする。また、当該対象資金に不用額（証拠書類により資金の使途が確認できない額を含む。）がある場合は、事業実施主体は、指定融資機関に対し債務保証条件を変更する等適切な措置を講じるものとする。この場合の証拠書類とは、資金使途が食肉の仕入れである場合は、仕入れに係る食肉が納品され、貸付金がその代金として支払われたことが確認できるものとする。

オ 事業実施主体は、必要と認める場合には、事業実施期間中において、被保証人について財務状況、成長性・安定性等の調査を行い、当該被保証人の経営の健全性や返済能力を把握するものとする。

カ 保証条件の変更

(ア) 被保証人は、事業実施主体の保証債務に係る貸付けの条件を変更しようとする場合において、引き続き保証を受けようとするときは、指定融資機関を経由し、事業実施主体が定める保証条件変更申請書を事業実施

主体へ提出するものとする。

- (イ) 指定融資機関は、(ア)で提出された保証条件変更申請書とともに、調査意見書を添付した事業実施主体が定める保証条件変更申込書を事業実施主体へ提出するものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、保証条件の変更を承諾するときは、当該被保証人に對し事業実施主体が定める保証条件変更承諾書を、当該指定融資機関に對し事業実施主体が定める保証条件変更書を交付するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、保証条件の変更を承諾しないときは、当該被保証人及び当該指定融資機関に對しその旨を通知するものとする。

#### (5) 保証債務の履行

ア 指定融資機関は、被保証人が保証に係る債務の弁済期日又は期限の利益を失った日から起算して60日経過してなおその債務の全部又はその一部を履行しない場合において、事業実施主体に対し、代位弁済請求書を提出することができる。

イ 事業実施主体は、対象資金を融資した指定融資機関に対して、第2に規定する保証債務の代位弁済を行う場合には、指定融資機関から提出された代位弁済請求書に基づき、理事長に対し別紙様式第2号の代位弁済金補助申請書を提出するものとし、理事長の承認を受けて行うものとする。

ウ イの承認は、次に掲げる事項に該当する場合には行わないものとする。  
ただし(ア)、(イ)又は(エ)に該当することについて、指定融資機関の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

(ア) 第3の4の(1)に定める被保証人及び(2)のアに定める対象資金の要件を満たしていると認められない場合

(イ) 第3の4の(2)のクに定める指定融資機関の承認を受けた経営計画等において不実の記載が認められる場合

(ウ) 対象資金の償還が困難であると認められない場合

(エ) この要綱及び第3の1に基づく実施要領等の規定に違反することが認められる場合

エ 事業実施主体は、毎年度終了後、遅滞なく理事長に対して、代位弁済により取得した求償権その他の権利(以下「求償権等」という。)の回収状況を取りまとめ、報告するものとする。

オ 事業実施主体は、代位弁済により取得した求償権等の回収に努めるとともに、求償権等及び求償権等行使に伴う回収金の取扱いについては、理事長の指示に従うものとする。

カ 事業実施主体は、代位弁済の履行により取得した求償権等について被保証人から弁済を受ける見込みがないと認められるときは、別紙様式第3号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る代位弁済による求償権等放棄(債務免除)承認申請書を理事長に提出し承認を受けた後、被保証人に対し、その全部又は一部の債務を免除する意思表示をするとともに、当該求償権等の全部又は一部を償却することができる。

キ 指定金融機関は、最終弁済期日の翌日から起算して、1年を経過した日以後は、代位弁済の請求ができないものとする。

## 5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成23年度から令和9年度とする。

## 第4 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体及び指定融資機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 指定融資機関は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、趣旨、内容等の周知徹底、被保証人に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

## 第5 機構の補助等

機構は、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業に要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金の交付手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第4号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第5号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

#### (1) 事業の中止又は廃止

#### (2) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業による保証債務の代位弁済を速やかに実施するため必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第6号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 補助金の返還

事業実施主体は、3により概算払を受けた補助金の年度末残高が見込まれる場合は、当該残高を年度内に機構に返還するものとする。

## 第7 事業の実績報告等

### 1 貸付実施状況等報告

事業実施主体は、毎四半期ごとに、別紙様式第7号により当該四半期の対象資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に提出するものとする。

## 2 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第8号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、理事長に提出するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請した場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金及び事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請した場合において、第7の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第9号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を、速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年

間とする。

## 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体及び被保証人に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 秘密の保持

事業実施主体及び審査委員会の委員は、本事業により知り得た情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

## 第11 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第5077号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則（平成23年10月6日付け23農畜機第2923号）

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

### 附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5295号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年8月8日付け24農畜機第2004号）

- 1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に事業実施主体が行った債務の保証については、改正前の第3の4の（3）のイの規定は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。ただし、当該債務の保証に係る保証債務残高と改正後の第3の4の（3）のイの規定に基づき、当該事業実施主体が行う保証債務残高の合計額は、改正後の第3の4の（3）のイの規定に基づき、理事長が当該事業実施主体に対して通知する上限額を超えないものとする。

### 附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5319号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

### 附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5491号）

この要綱は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日付け26農畜機第4025号）

この要綱の改正は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5819号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月25日付け27農畜機第5479号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月23日付け28農畜機第6321号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6752号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7524号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月26日付け元農畜機第7725号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表1 (第3の4関係)

事業の種類	債務保証期間	一被保証人に対する 保証債務の限度額	保証債務の 総限度額
1 長期資金融資円滑化事業	7年以内	おおむね3億2千万円	85億2千万円
2 中期資金融資円滑化事業	5年以内	おおむね3億2千万円	10億円
3 短期資金融資円滑化事業	1年以内	おおむね3億2千万円	16億円

別表2 (第5関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 長期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定額
2 中期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定額
3 短期資金融資円滑化事業	代位弁済に要する経費	定額
4 推進指導等	審査委員会の開催、1から3の事業の推進指導等に必要な経費	定額